

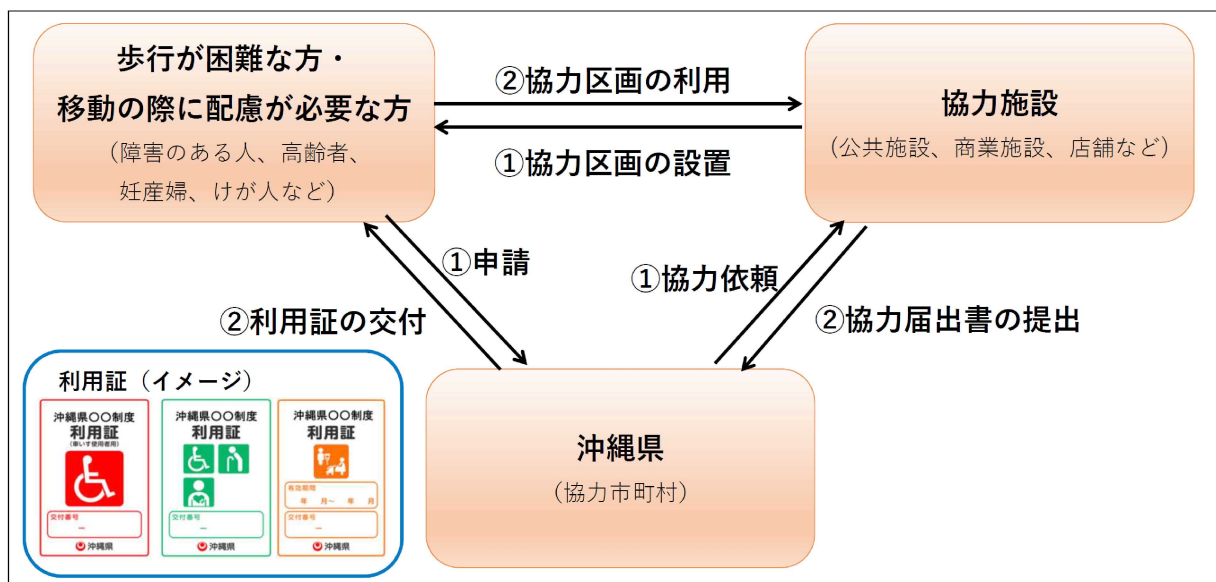


沖縄県ちゅらパーキング利用証制度の導入について

令和 4 年 7 月
沖縄県障害福祉課

1 沖縄県ちゅらパーキング利用証制度について




- (1) 沖縄県ちゅらパーキング利用証制度は、公共施設や商業施設等に設置されている障害者等用駐車区画（「車いすマーク」のある駐車区画）の利用対象者を障害者、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な者や移動の際に配慮が必要な者に限定し、対象者には共通の「利用証」を交付することで、同駐車区画の適正利用を図る制度です。

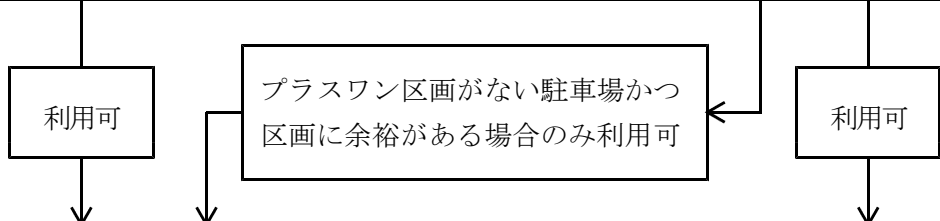


- (2) 本制度は、多くの地方公共団体で導入されており、全国では「パーキング・パーミット制度」と呼ばれています。令和 4 年 7 月現在で、本県を含め 41 府県 4 市が導入しており、沖縄県内では、那覇市、浦添市が導入しています。

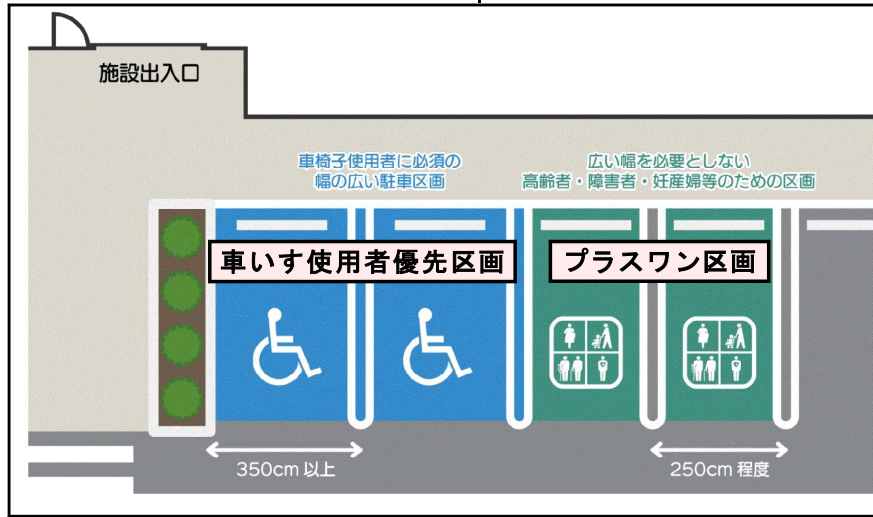
- (3) 沖縄県ちゅらパーキング利用証制度は、障害者等用駐車区画の利用対象者が明確になり不適正な利用を抑制できることのほか、外見から障害があることがわかりづらい内部障害者や妊産婦が区画を利用しやすい環境づくりにも効果があるとされています。

沖縄県ちゅらパーキング利用証制度概要

利用証の種類		 
対象者	車いす使用者	その他の障害者、高齢者、妊産婦など



種類	車いす使用者優先区画	プラスワン区画
区画幅	幅員350cm以上	幅員250cm程度
区画の設置方法	既存の障害者等用駐車区画（車いすマークのある区画）を協力区画として登録いただくもので、 <u>新たな設置は必要ありません。</u>	施設の出入口に近い位置にある通常の駐車区画を、協力区画として登録していただきます。 <u>区画幅を変える必要はありません。</u>



区画の表示	カラーコーン、看板、路面シート等による表示
-------	-----------------------



沖縄県

ちゅらパーキング

(障害者等用駐車区画)

利用証制度

令和4年
7月
スタート

「ちゅらパーキング利用証制度とは」

公共施設や商業施設、店舗などに設置されている障害者等用駐車区画を適正にご利用いただくために、障害のある人、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な方、移動の際に特別な配慮が必要な方に、共通の「利用証」を交付する制度です。

必要とする方の駐車区画を確保するために、ご理解とご協力をお願いします。

利用証は3種類あります

交付対象者、申請方法は裏面をご覧ください。



車いす使用者



その他の障害者、
高齢者など



妊産婦、一時的な
けが人など

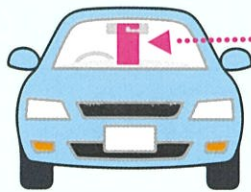
この案内表示のある駐車区画が 利用できます



車いす使用者優先区画



プラスワン区画
(障害者・高齢者・妊産婦など優先)



駐車区画を利用する際は、
利用証をルームミラーにかけて
使用してください。

協力区画の募集・登録のお願い

車いす使用者が車から乗降するには、幅の広い駐車区画が必要です。

この制度では、車いす使用者の駐車区画を確保するために、新たな優先区画(プラスワン区画)の設置をお願いしています。

車いす使用者優先区画(幅広区画)

既存の障害者等用駐車区画(車いすマークのある区画)をそのまま協力区画としてご登録いただけます。
新たに区画を設置する必要はありません。

プラスワン区画(通常幅区画)

通常の駐車区画のうち、施設の出入口に近い位置にある区画を、協力区画としてご登録いただけます。
区画幅の変更(ラインの引き直し)は必要はありません。

駐車場のある施設管理者の皆様は、協力区画の登録をお願いします。
登録いただいた施設は県ホームページで紹介させていただきます。
登録は、電子申請、メール、郵送による方法がありますので、
詳細は専用ホームページをご覧ください。



←協力区画の電子申請は
こちらから



ちゅらパーキング制度専用ホームページ

沖縄県ちゅらパーキング

検索



交付対象者

区分		交付基準 (障害者手帳の等級など)	有効期間	申請に必要な添付書類	
視覚障害		1級～4級	なし	身体障害者手帳	
平衡機能障害		1級～5級			
肢体不自由	上肢	1級、2級			
	下肢	1級～6級			
	体幹	1級～5級			
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級			
	移動機能	1級～6級			
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害		1級～4級			
知的障害		A1、A2			療育手帳
精神障害		1級			精神障害者保健福祉手帳
難病患者		障害者総合支援法の対象となる疾患に罹患している者(特定医療費(指定難病)受給者等) 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	なし	各受給者証等	
高齢者等		要介護1以上		介護保険被保険者証	
妊産婦	産前	妊娠7ヶ月から	妊娠7ヶ月から 産後1年6ヶ月まで	母子健康手帳	
	産後	産後1年6ヶ月まで			
その他必要と認められる方	上記区分のうちで交付基準に該当しない方のうち、歩行が困難又は移動の際に配慮が必要な方		1年未満で必要な期間	医師の診断書等、 本人確認書類	
	その他の障害、一時的な怪我や病気等により歩行が困難又は移動の際に配慮が必要な方				

申請方法

交付申請書(専用ホームページからダウンロードできます)に必要な添付書類を添えて、窓口又は郵送で申請できます。ご家族などが代理で申請する場合には、代理人の本人確認書類が必要となります。

窓口申請

この制度に協力する市町村窓口などで申請を受け付けています。窓口の詳細は、専用ホームページをご覧ください。

郵送申請

県障害福祉課では、郵送での申請を受け付けています。交付申請書類のほかに利用証を送付するための切手(140円)が必要となります。

お問合せ・郵送による申請先

沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課 計画推進班
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
電話:098-866-2190 FAX:098-866-6916